

事務連絡
令和2年3月26日

各都道府県一般廃棄物処理担当部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

「年少者の就業制限の業務の範囲に係る解釈の一部改正について」の発出について

一般廃棄物の適正な処理の推進につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、年少者の就業制限については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第62条第2項により、「使用者は、満十八歳に満たない者を、（略）安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。」とされており、その業務の範囲としては、年少者労働基準規則（昭和29年労働省令第13号）第8条第42号において「焼却、清掃又はと殺の業務」が定められています。そして、労働基準法関係解釈例規（昭和63年3月14日付け基発第150号・婦発第47号）において、「清掃の業務」とは、「糞尿汲取、塵芥収集などいわゆる汚物処理の業務に限られるものであること」とされてきたところです。

今般、上記の取扱いについて、別添のとおり、厚生労働省から「年少者の就業制限の業務の範囲に係る解釈の一部改正について」（令和2年3月26日付け基発0326第13号厚生労働省労働基準局長通達）が発出され、「清掃の業務」の解釈が変更されておりますので周知いたします。なお、「焼却の業務」の解釈について変更はありません。

貴都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、貴管内市町村に周知をお願いいたします。

【本件に関する連絡先】

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 大塚、大城
TEL 03-3581-3351（内線6857）
FAX 03-3593-8263
E-mail hairi-haitai@env.go.jp